

議案第 17 号

三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の設定について

次のとおり三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 5 日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項並びに同条第 11 項の規定により準用する法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第 2 条 任命権者は、職員としての在職期間が 1 年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内の期間とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 7 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

（1） 外国での勤務

（2） 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行う

もの

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に掲げるものに該当するものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、前項の申請の承認について準用する。この場合において、「職員としての在職期間が1年以上である職員」とあるのは「配偶者同行休業をしている職員」と、「配偶者同行休業をすること」とあるのは、「配偶者同行休業の期間の延長」と読み替えるものとする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三朝町条例第14号)第14条の規定による特別休暇(女性職員の分娩を事由とするものに限る。)を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5) 第5条の申請内容のうち、別に規則で定める記載事項に変更があった場合
(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号。以下「給与条例」という。)第4条第5項の規定により町長が規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことができる。

(適用除外)

第11条 給与条例第8条に規定する管理職手当の支給を受ける者については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は<u>地方公務員法第26条の6第7項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 略</p>

(三朝町職員定数条例の一部改正)

3 三朝町職員定数条例(昭和28年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>第2条 略</p> <p>2 次の職員については、町長の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くこ</p>	<p>第2条 略</p> <p>2 次の職員については、町長の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くこ</p>

とができる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 配偶者同行休業をしている職員</u> <u>(5) 略</u>	とができる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u>
--	---

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第19条の3 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p><u>第19条の4 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p><u>第19条の5 略</u></p>	<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第19条の3 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p><u>第19条の4 略</u></p>